

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号, 平成26年(ワ)第328号, 平成31年(ワ)第93号 伊方原発
運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外1418名

被告 四国電力株式会社

準備書面(88)

2021(令和3)年4月14日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 薦 田 伸 夫
弁護士 東 俊 一
弁護士 高 田 義 之
弁護士 今 川 正 章
弁護士 中 川 創 太
弁護士 中 尾 英 二
弁護士 谷 脇 和 仁
弁護士 山 口 剛 史
弁護士 定 者 吉 人
弁護士 足 立 修 一
弁護士 端 野 真
弁護士 橋 本 貴 司
弁護士 山 本 尚 吾
弁護士 高 丸 雄 介
弁護士 南 拓 人
弁護士 東 翔



訴訟復代理人

弁護士

内 山 成 樹



弁護士

只 野 靖



弁護士

中 野 宏 典



伊方原発差止訴訟（松山）
火山-被告準備書面（16）に対する反論

2021.4.15 Thu

松山地方裁判所

原告ら訴訟復代理人弁護士 中野 宏典

- 1 原発事業者の欺瞞的論理**
- 2 科学の不定性と具体的判断基準**
- 3 争点Ⅰ-巨大噴火の発生可能性**
- 4 争点Ⅱ-火砕物密度流の到達可能性**

領域	争点	概要	書面
(前提)		火山学の基礎知識と科学の不定性	準備書面 (72)
領域Ⅰ -立地評価×基準の不合理性	争点Ⅰ①	噴火の中長期的予測を前提としていることに関する基準の不合理性	準備書面 (73) 第2
	争点Ⅰ②	巨大噴火とそれ以外を区別していることに関する基準の不合理性	準備書面 (73) 第3
	争点Ⅰ③	モニタリングに関する基準の不合理性	準備書面 (73) 第4
領域Ⅱ -立地評価×基準適合判断の不合理性	争点Ⅱ	火砕物密度流の到達可能性に関する基準適合判断の不合理性	準備書面 (77)
領域Ⅲ -影響評価×基準の不合理性	争点Ⅲ①	巨大噴火に至らない噴火の噴火規模に関する基準の不合理性	準備書面 (78) 第3
	争点Ⅲ②	気中降下火砕物濃度の推定手法に関する基準の不合理性	準備書面 (78) 第4
領域Ⅳ -影響評価×基準適合判断の不合理性	争点Ⅳ①	最大層厚の想定に関する基準適合判断の不合理性	準備書面 (82)
	争点Ⅳ②	気中降下火砕物濃度の推定手法に関する基準適合判断の不合理性	準備書面 (78) 第5

1 原発事業者の欺瞞的論理

被告準備書面（16）の特徴と欺瞞的な論理

▶ 被告準備書面（16）の特徴

- ① 欺瞞的な論理・言語を用いている。
- ② 科学論争に持ち込もうとしている（不定性を踏まえた判断の拒否）。

▶ 安富歩『原発危機と東大話法-傍観者の論理・欺瞞の言語』

東大話法規則の例

規則2 自分の立場の都合のよいように相手の話を解釈する。

規則3 都合の悪いことは無視し、都合のよいことだけ返事をする。

規則5 どんなにいい加減でつじつまの合わないことでも自信満々で話す。

規則11 相手の知識が自分より低いと見たら、なりふり構わず、自信満々で難しそうな概念を持ち出す。

規則13 自分の立場に沿って、都合のよい話を集める。

規則14 羊頭狗肉（見かけと実質がともなわない）。

規則16 わけのわからない理屈を使って相手を煙に巻き、自分の主張を正当化する。

「許容量」という欺瞞→実態は「がまん量」であること

▶ ICRP勧告（1955）「許容しうる（permissible）リスク」

「厳密に言えば、地球や宇宙線の自然放射能による線量率よりも高い線量率で電離放射線に長時間継続して被ばくすることは、ある程度のリスクを伴うと考えなければならない。自然のバックグラウンドより高い放射線レベルは絶対に“安全”とみなすことができないので、問題は、現在の知識に照らして、無視できるリスクに相当する、実務的なレベルを選択することである。これは“許容しうる”レベルと呼ぶのが適切であり、便宜上、許容線量として表現される。」

甲673・p115

▶ 武谷三男『原子力発電』岩波新書、1976

「許容量とはそれ以下で無害な量というのではない。「許容量とは、安全を保証する自然科学的な概念ではなく、有意義さと有害さを比較して決まる社会科学的概念であって、むしろ『がまん量』とも呼ぶべきものである。」

甲669・p50

原子力行政は、事故のたびに中身の無い反省を繰り返していること

(東海村JCO事故の) 調査委員会が1999年12月24日にまとめた報告書は、「いわゆる原子力の『安全神話』や観念的な『絶対安全』などという標語は捨てられなければならない」と強い調子で言うのです。そして、絶対安全などということはないことを前提に、安全というものを根底から立て直すべく原子力の安全文化というものを再構築する、そういうところから出直さなくてはいけないということです。安全文化の再構築ということが言われなければならなくなったということは、今までのやり方（個別的な対応の強化）ではだめで、何かしら根本的なものの考え方、モラルにまでかかわるような構成要因、そういうところまで踏みこんで全面的な見直しが必要なのだとすることを意味するのでしょう。…（略）…それが本当に、うすぺらな言葉の上だけのものではないならば結構なことですが、私にはどうも額面通りには受け取れないものがあります。」

甲671・p14-15

➡福島第一原発事故の調査報告書でも同じことが指摘されている。要するに、初めてではない、事業者も原子力行政も、こういった提言に真摯に耳を傾けるつもりはない、ということ。

国会事故調委員長・黒川清氏の2021年のインタビュー「日本はいまだに福島原発事故の教訓をしっかりとくみ取らず、その教訓はガレキとなって取り残されている」

甲678・p3

島崎邦彦・元原規委委員長代理の発言-「最低線を探ってくる」



「（原規委の中に入って）電力会社に対する信頼を失った。真つ当な科学者からすると、ビックリすることを電力会社はやってくる」

「ぜんぜん厳しくない。地震学者として普通にやっていただけ。電力会社は、最低線（安全対策などに投じる費用を極小化する目的を優先させ、いかに低コストで再稼働させるか、そのギリギリのラインを探る、という意味）を探ってくる」

「ごまかせるのであれば、それでいいという感覚ではないか。安全文化が大事などと言葉では言うが、そんなものはないというのが私の印象」

「原発事故後科学が疑われる状況になったが、とんでもないこと。科学が悪いんじゃない。（自らの利益などのために、科学的な知見を無視したり、ねじ曲げたりするなど）自分勝手な科学をつくり出す人が悪い」

更田豊志・現原規委委員長の発言-「いかようにでもくぐり抜ける」



記者会見で問題を指摘され、目に見えて動揺し、うつろな表情を浮かべて秘密会議の不当性を認める更田委員長。

- ▶ 2018年12月6日、原規委は、本来公開で行わなければならない会合を脱法的に密室で行い、関電に対する対応方針を事実上決めていた。
- ▶ その中で、事業者側に長く身を置いた委員長ならではの、「申請者マインド」が語られている。
「同様な方法」だと、**（安全を高めるのではなく）新手法を考えて規制をくぐり抜けようとする。「同一の方法」でなければダメ。「申請者マインドを甘くみたらアカン」**

毎日新聞 2018年12月6日 事前会議



更田委員長

「新手法がございまして」とおれだったら
おれ関電の経営（陣）だったら「お前らちょっと新手法考えてこい」って（指示する）
「まったく違うのでなくて新手法を考えてこい」って俺だったら指示飛ばすな

毎日新聞 2018年12月6日 事前会議



更田委員長

「同様な」というのはあれだから「同一の」とかでないと
アイデンティカル（Identical＝同一の）じゃないと
いやいやアカン
申請者マインドを甘くみたらアカンで
おいらそっちの方が時間としては長いから
いかようにでも（規制を）くぐり抜けるからな

甲696・12'56"-14'03"

2 科学の不定性と具体的判断基準

被害の深刻さに照らして、事故発生の確率を重視してはならないこと

組織社会学者 C.ペロー氏

TMI原発事故は「通常事故」(normal accident)

「通常事故」は、原理的に不可避→発生確率の小ささを事実上の安全と解釈することはできない。

発生してしまった場合の被害の(質的な)深刻さ(破局性)と代替手段の有無を目安にすべき。

甲672・p151

▶ 東海第二原発・水戸地裁R3.3.18判決の発想

もともと原発は特異な危険を内在 + 万が一の事故時の被害も特異かつ甚大
「止める」だけで事故が防げない (「冷やす」「閉じ込める」を継続する必要あり)

他の科学技術の利用とは質的に異なる特性がある。

諸要素を比較衡量してその危険を受忍せざるを得ないといえない限り、人格権侵害の違法性は阻却されない、という発想のもと、避難計画が十分なものになっていない限り、人格権侵害の危険を社会通念上容認できると考えてはならない、という趣旨の判断を行ったと考えることができる。

確率論的リスク評価（PRA）の不確実性

- ▶ 米物理学者 H.ルイス氏「計算されたリスクは相対的な値である可能性が高く、事故の真の発生率を正確に予測できていない。」

甲673・p119

- ▶ 神里達博氏「どんな事故を想定するかによって結果が決まる」「できるだけ社会の多くのメンバーを巻き込みながらアセスメントがされるべき」「実際は密室というべき狭い領域の専門家によって設計がされてきた」「地震のように、そもそも確率の値がよく分からないことも多い」

甲673・p120-121

▶ 2018.3.14 更田委員長記者会見

○更田委員長

破

局的噴火の場合は、

このぐらい低頻度事象になると、確率の概念を引用して、確率が十分に低いかなという言い方だけで届くものではないと思っています。一方で、十分な科学的判断といっても、科学的知見がほかの現象に比べて著しく少なく、かつまた著しく不確かさも大きいと。

甲505・p6-7

ユニークボイスの危険性→系統的な知識が不可欠であること

「福島原発事故後は、とくにユニークボイスをめぐる議論が数多く行われた。たとえば、2011年11月、米国クリーブランドで国際科学技術社会論学会と米国科学史学会と技術史学会の合同の全体会議が『フクシマ』をテーマに行われ、三学会それぞれ代表する原子力技術史あるいは原子力社会論の研究者たちが発表を行った。その中の一人（米国の人類学者）が、作業服を着た菅首相（当時）と枝野官房長官（当時）のスライドを映し、『日本政府は非系統的知識を出しつつけた』と説明すると、約800人の聴衆から失笑が漏れた。この失笑から読み取れるのは、事故後の日本における情報流通が、国際社会の場で民主主義国家として胸を張れるものではなかったということである。それではどういった情報公開のしかたが望まれたのだろうか。そもそも系統的な知識とは何だろうか。

系統的な（organized）知識とは、幅があっても偏りのない知識である。幅があるとは、最悪のシナリオからそうでないものまで含めたものであることを指し、偏りが無いとは、安全を強調する側にのみ偏っているのではないことを指す。日本政府が出した情報は、幅が少なく偏りのある知識だと指摘されたわけである。」

「（福島の理科教師）事故が起こったこと自体がもう混乱」「いろいろな情報が出るのが当然」「統一された一つの情報が欲しいわけではない。全部出してほしい。その上で意思決定は自分でやる」

原規委の欺瞞-社会の受忍可能性を判断する意思がないこと

▶ 新規制基準の考え方

「（原発に求められる）安全性を具体的な水準として捉えようとするならば、原規委が、時々最新の科学技術水準に従い、かつ、社会がどの程度の危険までを容認するかなどの事情をも見定めて、専門技術的裁量により選び取るほかなく、炉規法は、設置許可に係る審査につき原規委に専門技術的裁量を付与するに当たり、この選択を委ねたものと解すべき」

甲478・p8

▶ 愛媛県原子力安全専門部会における原規庁職員の発言

「（原発の安全評価に）国民のリスク受け入れられるかとかそういった観点は含まれない」

←寿楽氏の評価「社会からのあらゆる関与を排除し、一切の比較衡量も行わないという趣旨に解釈している」「説明は幾らでもするが、市民の意思決定への関与は前提としない」「彼らは、原発の規制に必要な基準は、科学的・技術的見地のみから導出できると考えている」

甲672・p160-162

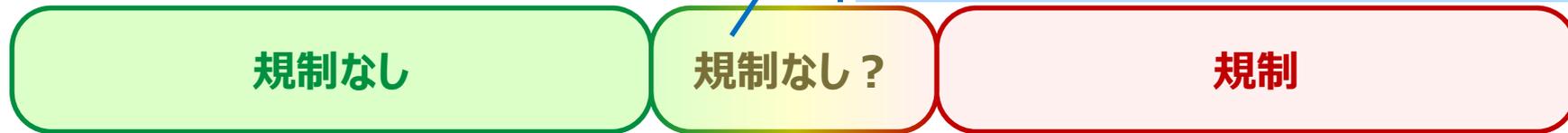
▶ これぞ「二枚舌」。新規制基準の考え方は、裁判所を欺くための文書。

第1種の過誤と第2種の過誤のどちらを回避すべきか

客観的には安全（帰無仮説が正しい）

客観的には危険（対立仮説が正しい）

権限行使が不要なのに行使してしまう
「慌て者の過誤」（＝第1種の過誤）を
回避するアプローチ



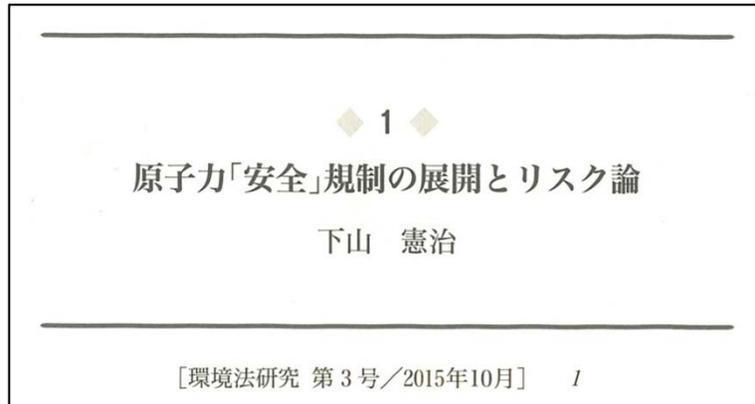
「疑わしきは自由のために」



「疑わしきは安全のために」

権限行使が必要なのに行使しない
「うっかり者の過誤」（＝第2種の過誤）を
回避するアプローチ

社会としての受忍可能性を判断する際の考慮要素



「工学的判断」…科学的認識・技術 + 経済的評価（費用、便益）、経験と勘、割り切り（度胸？）による判断。

平田光司氏「最後は技術者の思い込みによる決断（心証）に拠らざるを得ない」

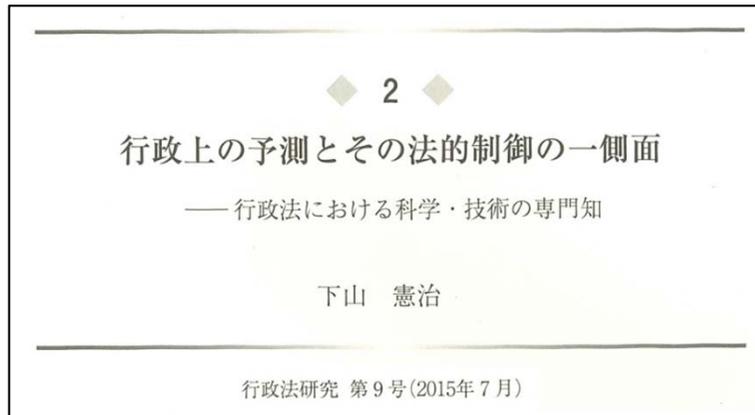
甲677・p67

「社会通念」…社会心理学的知見等にも配慮する必要がある。

- ① 自発的リスクか、非自発的リスクか→非自発的
- ② 便益とリスクの分配関係が不公平か→不公平
- ③ 個人的リスクか→個人的リスクが広域に及ぶ
- ④ リスクが既知か未知か→未知
- ⑤ 自然由来か→違う
- ⑥ 長期的影響が不可逆的か→不可逆的
- ⑦ 将来世代に影響を与えるか→与える
- ⑧ 科学的に十分解明されているか→解明されていない
- ⑨ 信頼できる複数の情報源から矛盾したリスク情報が伝えられるか

甲679・p5-7、17

科学の不定性を踏まえた具体的司法判断の基準



究明・獲得途上の専門知の扱い

- ① その時点で利用可能で、信頼されるデータ・情報の全てが検討されていること
- ② 採用された調査・分析及び予測方法の適切性・信頼性が認められること
- ③ 法の仕組みや趣旨などに照らして必要な権利・法益の全てを比較衡量していること
- ④ 選択・判断のプロセスが意思決定の理由と共に明確に示されていること
- ⑤ 全体を通じて判断に恣意性や不合理な契機が認められないこと

甲684・p79

- ▶ 行政庁は、司法によって事後的にその判断の妥当性が検証可能なように自身の判断根拠を明確に示しておく→そうすれば、実体判断代置でなくとも、密度の高い司法審査が可能となる。
- ▶ ドイツでは、①について、「代替可能なすべての科学的知見が検討されなければならない」「技術的な経験だけに頼ることなく、観念的な考察や計算上の知見も考察対象にしなければならない」などとされる。

甲680・p20-21

3 争点 I - 巨大噴火の発生可能性

明らかにモニタリングの実力を誤解していたこと

5. 3 定期的評価

モニタリング結果を定期的に評価し、当該火山の活動状況を把握し、状況に変化がないことを確認すること。（必要に応じて、地球物理学及び地球化学的調査を実施する。）

その際、火山活動状況のモニタリング結果の評価は、第三者（火山専門家等）の助言を得る方針とする。

事業者が実施すべきモニタリングは、原子炉の運転停止、核燃料の搬出等を行うための監視であり、火山専門家のみならず、原子力やその関連技術者により構成され、透明・公平性のあるモニタリング結果の評価を行う仕組みを構築する。

また、モニタリング結果については、公的な関係機関等に情報を提供し共有することが望ましい。

甲470の2・p11

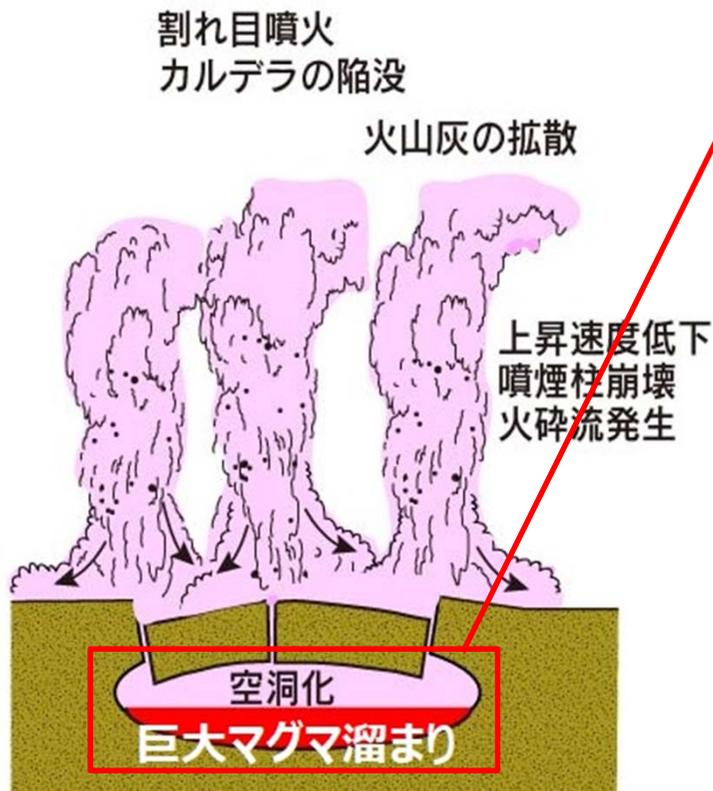
モニタリング検討チーム・第2回会合（甲489・p30-31）

「現状のガイドの考え方とか、今の審査の流れの中では、やはり巨大噴火だから大きな予兆があるとか、大きな変動があるとかということを、当初は考えていたんですけども、やはりそれは、必ずしも起こるとは限らないと、そういうことなので、…（略）…今の状態から（の『ゆらぎ』の）変化というのがどの程度かというのが、その大きさと長さについて、あまり具体的な、今、指標がないといえない状況だと思えます」



安池由幸氏

「噴火予測」と「ポテンシャルの評価」を区別する欺瞞



被告のいう「ポテンシャルの評価」= マグマ溜まりがない or 噴火直前の状態ではない



- ① 地下のマグマ溜まりの状況や、マグマの状況が精度よく求められること
 - ② 巨大噴火の機序（どんなトリガーで、どれくらいの時間軸で噴火に至るか）が解明されていること
- が前提



①も②も認められない

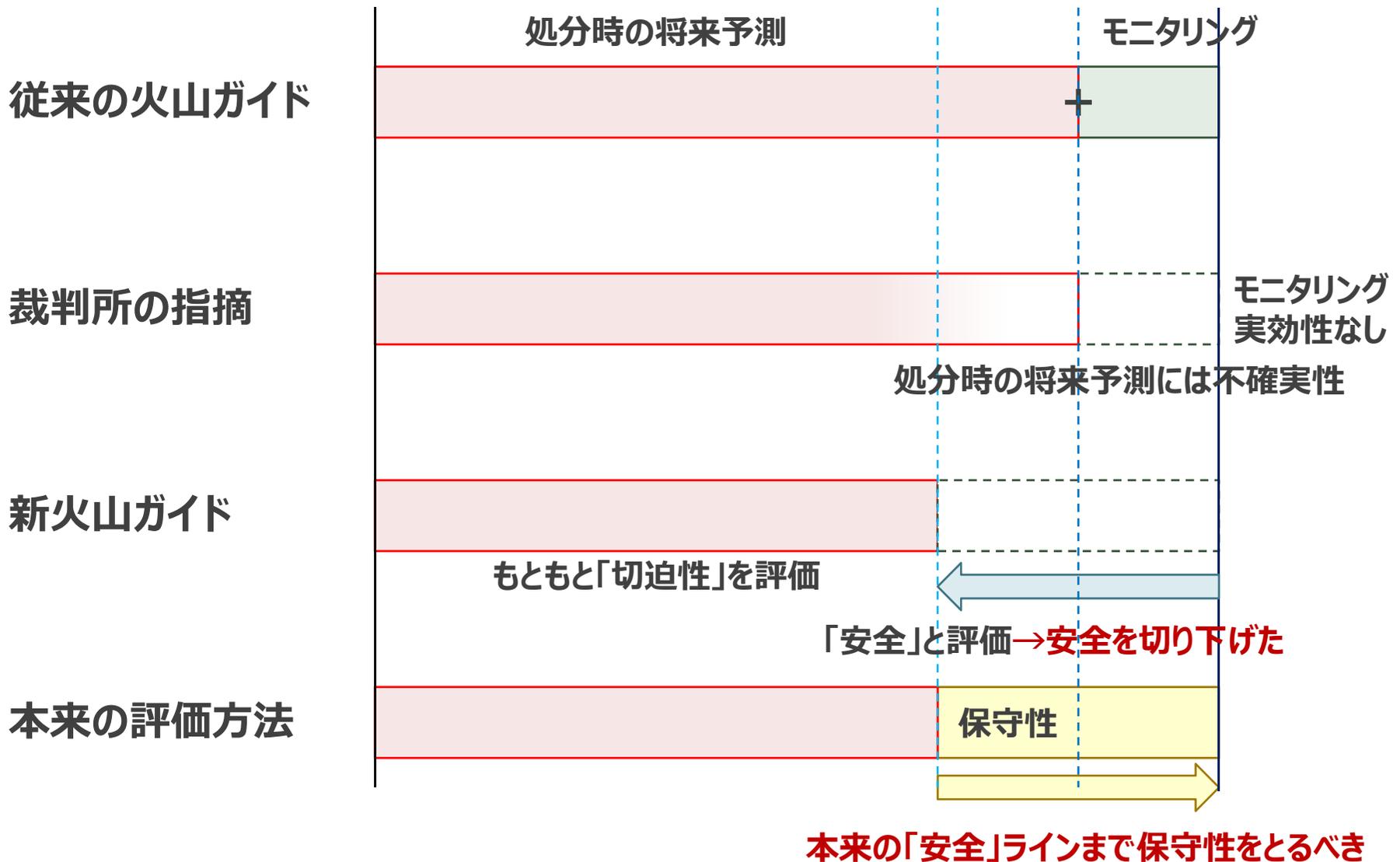
準87・p17-19、p29-30

▶ モニタリング検討チームにおける専門家の発言は、当然ながら、被告のいう「ポテンシャル」の部分も含め、不定性が大きいこと、したがって、運用期間中における巨大噴火の発生可能性が十分小さいとはいえないことを指摘するものである。

準73・p18-19、p43-44、p89-90

準87・p19-23、p36

火山ガイドの改悪-安全の水準が切り下げられたこと



政府事故調報告書の要求事項-低頻度事象でも対策を立てるべき

「自然現象には現在の学問の知見を超えるような事象が起こることがあり、そういう極めてまれな事象への備えも必ず並行して考慮しなくてはならないという伝統的な防災対策の心得が考慮されなくなりがちになっていた」

- i 日本は古来、様々な自然災害に襲われてきた『災害大国』であることを肝に銘じて、自然界の脅威、地殻変動の規模と時間スケールの大きさに対し、謙虚に向き合うこと。
- ii リスクの捉え方を大きく転換すること。

リスク論の定式 「リスク = 発生確率 × 被害の規模」

従来：発生確率の大小を中心に据え、確率の小さいものは除外

東日本大震災：「たとえ確率論的に発生確率が低いとされた事象であっても、一旦事故・災害が起こった時の被害の規模が極めて大きい場合には、しかるべき対策を立てることが必要」

「今回のような巨大津波災害や原発のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである」

科学的想像力を発揮して十分な不確かさを考慮すること

▶ 耐津波ガイド

3.2 基準津波の策定方針

- (1) 基準津波は、上記 3.1.1 の発生要因を考慮した波源モデルに基づき、津波の伝播の影響等を踏まえて複数策定していることを確認する。
- (2) 基準津波の策定に当たっては、最新の知見に基づき、科学的想像力を発揮し、十分な不確かさを考慮していることを確認する。

甲687・p2

- ▶ 不定性が大きいという意味では、津波と地震・火山噴火に違いはない。津波について「科学的想像力を発揮して、十分な不確かさを考慮」するのであれば、地震・噴火についても、同様に「科学的想像力を発揮して、十分な不確かさを考慮」しなければならない（標準的な見解だけに依拠しない）。

準87・p22-23

- ▶ 炉規法1条「大規模な自然災害…（略）…の発生も想定した必要な規制を行う」という文言からも、科学的想像力を発揮し、巨大噴火の発生も想定した規制を行うことが法の趣旨である。

準73・p74-76

東宮氏の文献のミスリード

- ▶ 原告らの主張（準73・p45以下）：東宮氏の論文から「マグマ溜まりがシル状になっている場合には、浅い位置に扁平楕円体のマグマ溜まりがなくても噴火に至る場合があるし、マグマ溜まりの全てが液体部分というわけではなく、大部分はマッシュ状で周辺の地面と見分けがつきにくいのであって、マグマ溜まりの堆積を正確に見積もることは困難」→破局的噴火に至るのは、**被告の想定する典型的な場合に限られない**という趣旨
- ▶ 被告の主張：原告らの主張は「マグマ溜まりの深度は浮力中立点に支配されない」「マグマ溜まりはマッシュ状であり、比較的短時間で一気に準備される」というものであり、この見解は不合理である、というもの。
- ▶ 原告らは、被告の主張が科学的に誤りで、原告らの見解が正しいと主張するもの（科学論争）ではなく、科学の不定性ゆえ、**被告の主張する典型的なパターンを経るとは限らない**、というものである。要約不相当。
東大話法規則2（自分の立場の都合のよいように相手の話を解釈する）を用いた欺瞞的な主張である。

東宮氏の文献のミスリード

- ▶ 原告らの主張：マッシュ状マグマが再流動化して短時間（数か月～数十年）で噴火に至る可能性もある。

- ▶ 被告の主張（乙D243）

日本火山学会講演予稿集 2017年度 秋季大会

A1-09

岩石学的にみた噴火準備過程と噴火開始条件

○東宮昭彦（産総研・地調）

Preeruptive magma processes and the conditions that lead to volcanic eruptions

○Akihiko TOMIYA (Geological Survey of Japan, AIST)

【はじめに】

「火山」60周年特集にあたり、東宮(2016)はマグマ溜まり、噴火準備過程、噴火開始条件に関する概ね最近10年間の理解の進展について、主に記載岩石学的な視点からレビューした。本講演では、このレビュー論文の要点について紹介する。

噴火のトリガーについては、新たなマグマの注入（混合）が多くの場合に想定される。新燃岳2011年噴火のように、新たな高温マグマの供給が、マッシュの再流動化、さらにはマグマ溜まりのオーバーターンを引き起こし、噴火に至ったと考えられる例もある。

ただし、このような「注入トリガー」が働くのは、マグマシステムが比較的小さい場合に限られる。システムが大きくなると、注入による影響が相対的に低下するため、噴火するかわりにマグマ溜まりは膨張していく。こうして生じた巨大マグマ溜まりについては、自身の浮力と外的トリガー（マグマ溜まりの天井が力学的不安定によって破壊）が噴火を引き起こすらしい。

東宮氏の文献のミスリード

▶ 東宮（2016）（甲505）には何と書いてあるのか？

総 説

火山 第61巻 (2016)
第2号 281-294頁

マグマ溜まり：噴火準備過程と噴火開始条件

東宮昭彦*

(2015年10月21日受付, 2016年1月25日受理)

p285-286

このため、マグマ溜まり全体のオーバーターンが起きて効率的にかき混ぜられるとともに、そのまま噴火に至ることがある、と予想された。オーバーターンに至るまでのタイムスケールは数ヶ月～数十年と短く、ピナツボやモンセラートの噴火前兆期間と矛盾しない。

p287

なお, Gregg *et al.* (2015) は, 浮力を単純化して扱った最近のモデル (*e.g.*, Caricchi *et al.*, 2014) が不適切であることを指摘し, 浮力トリガーが有効に働くかどうか疑問を呈している。Gregg らの数値計算に基づくと, 浮力によって生ずる過剰圧は母岩を割るには不十分であった。そして, 巨大噴火 ($>10^2 \text{ km}^3$) のトリガーはむしろ外的な要因, すなわちマグマ溜まりの天井が力学的不安定によって割れることが本質で, これが巨大マグマ溜まりの噴火トリガーの特徴である, と述べている。この場合, 浮力は噴火トリガーを助長はするものの主要因ではない。巨大噴火のトリガーについては, 観測例がないこともあって未解明な点が多く, 今後も様々な議論が続くであろう。

わざわざ甲505の予稿文献(乙D243)を証拠として提出し、裁判所をミスリードしようとするものであって、不誠実。東宮氏は、VEI7を超える噴火について、例外を指摘する研究が存在することを述べている。ただし、巨大噴火については「未解明な点が多い」ということが現在の価額水準。

米国研究者による確率論的評価の信頼性

▶ ベイズ統計学とは？

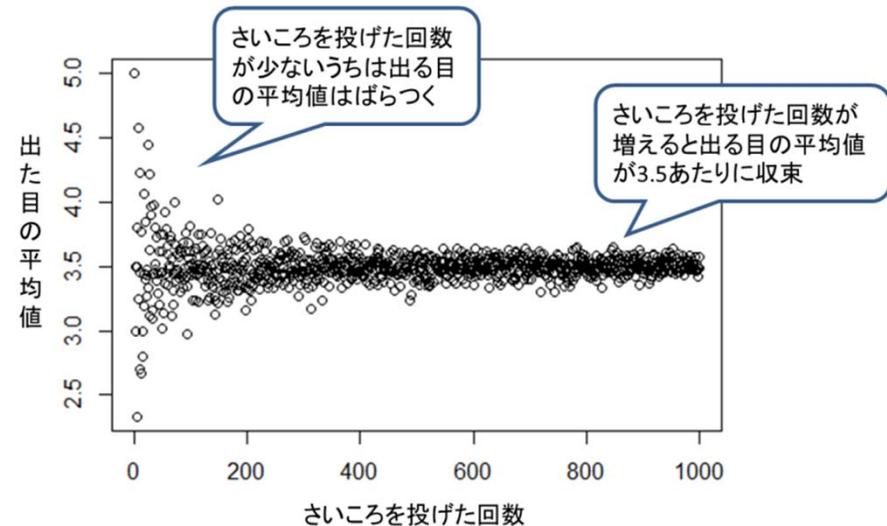
例

Q：電車で、隣に座っているサラリーマンのおじさんが転職を考えている確率は？

「そんなのわかるわけじゃないか」と思った人、その通りです。この場合、人それぞれ違う答えになりますよね。 $\frac{1}{3}$ だと思える人もいれば $\frac{1}{100}$ だと言う人もいますでしょう。

極端な例を上げましたが、これが、主観的な確率です。ベイズ確率は、このような主観確率を使っていきます。そして、何か新しい情報を得るたびにその確率を更新（アップデート）していきます。

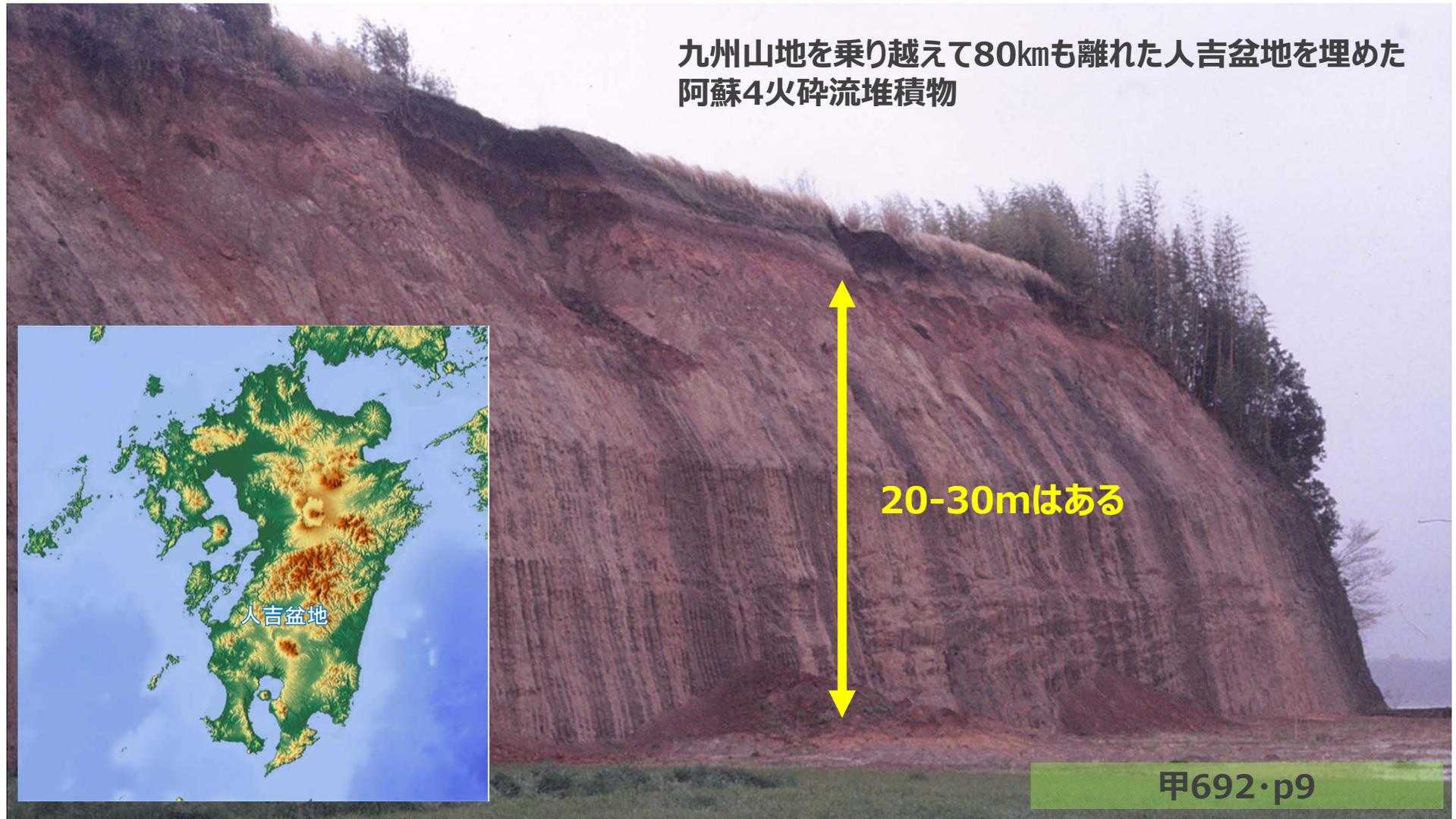
▶ ベイズ統計学も、大数の法則からは逃れられない。



AIなど、機械学習によって大量のデータが入手できる場合には誤差が減っていくが、噴火のように低頻度事象について、誤差が大きい（精度が低い）という点では、通常の統計学と変わらない。

4 争点Ⅱ-火砕物密度流の到達可能性

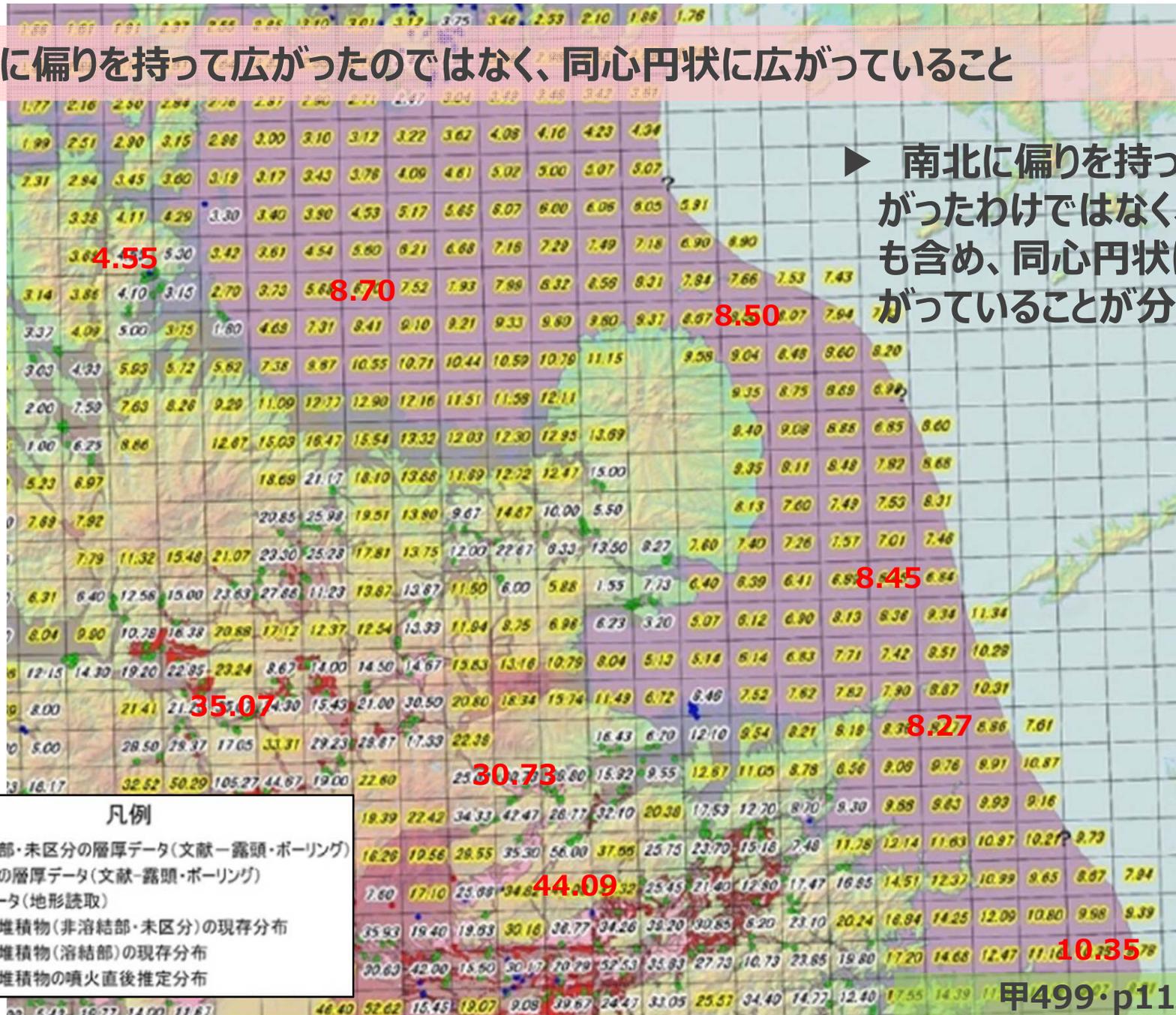
地形的障害は乗り越える-人吉盆地における阿蘇4火砕流



▶ 千数百m級の九州山地を超えて到達→地形的障害は乗り越えるということ。

南北に偏りを持って広がったのではなく、同心円状に広がっていること

▶ 南北に偏りを持って広がったわけではなく、東西も含め、同心円状に広がっていることが分かる。



島崎委員の指摘と被告の自認「年代がマッチしていない」

島崎委員「阿蘇4は阿弥陀池のボーリング調査で無いと言うのですけれども、それは無いのはそうだと思いますが、その基盤のちよつと上のところで29,200年ですから、阿蘇4が無いのはある意味当然というか、見つからないのは見つからないのですけれども、来なかったという証拠ではないですよね」「次の川之石港…これも十分それを証明したことはないですね」「その次のM段丘も…来なかったと言うにはちよつとまだ足りない」

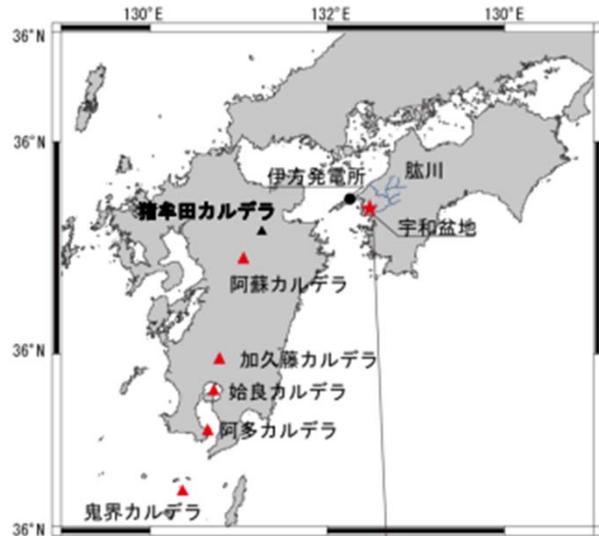
四国電力「残念ながら年代がマッチしていないというところもございます。…なかなか無いことの証明というので非常に苦しんでいる」「火砕流のシミュレーションも…結局、パラメータの設定によって大きく変わる…それでもって来てる、来てないということを語るまでにはしんどい」「そういったものも踏まえた上で、やはり確率論的にここでは無いということをしちゃんと丁寧に示した方がいいかなと」

島崎委員「確率論的にここまで言えるかというのは、まだちよつと足りないようには思われませんか」

甲693・p16

▶ 町田氏だけでなく、島崎委員にも指摘され、自らも「年代がマッチしていない」ことを認めている。この裁判で、年代が届いていると主張し、町田氏の指摘を「思い込み」と非難するのは、理解に苦しむ（東大話法規則5-どんなにいい加減でつじつまの合わないことでも自信満々で話す）。被告の欺瞞的主張の実態がよく現れている。他の主張の信用性を失わせるに十分である。

宇和盆地には1m程度の阿蘇4テフラが確認されていること



宇和盆地において、1m近い阿蘇4テフラが見られる。
 →敷地周辺にも1m近いテフラが堆積したはず。
 →にもかかわらず、被告の調査では見つかっていない。
 →風化・浸食により無くなってしまった可能性が極めて高い。これを無視して「到達していない」というのは不合理。

P-10

愛媛県宇和盆地における約70万年間の連続コア（予報）

大野裕記・西坂直樹(四国電力)・池田倫治(四国総合研究所)・市川清士(駒澤大学)・須貝俊彦(東京大学)・古澤 明(古澤地質)・柳田 誠・佐藤 賢(阪神コンサルタンツ)・守田益宗(岡山理科大)
 Yuki OHNO, Naoki NISHIZAKA, Michiharu IKEDA, Kiyoshi ICHIKAWA, Toshihiko SUGAI, Akira FURUSAWA, Makoto YANAGIDA, Masaru SATO, Yoshimune MORITA ; Investigation of basin sediments in Middle - Late Pleistocene at the Uwa Basin, Southwestern Shikoku.

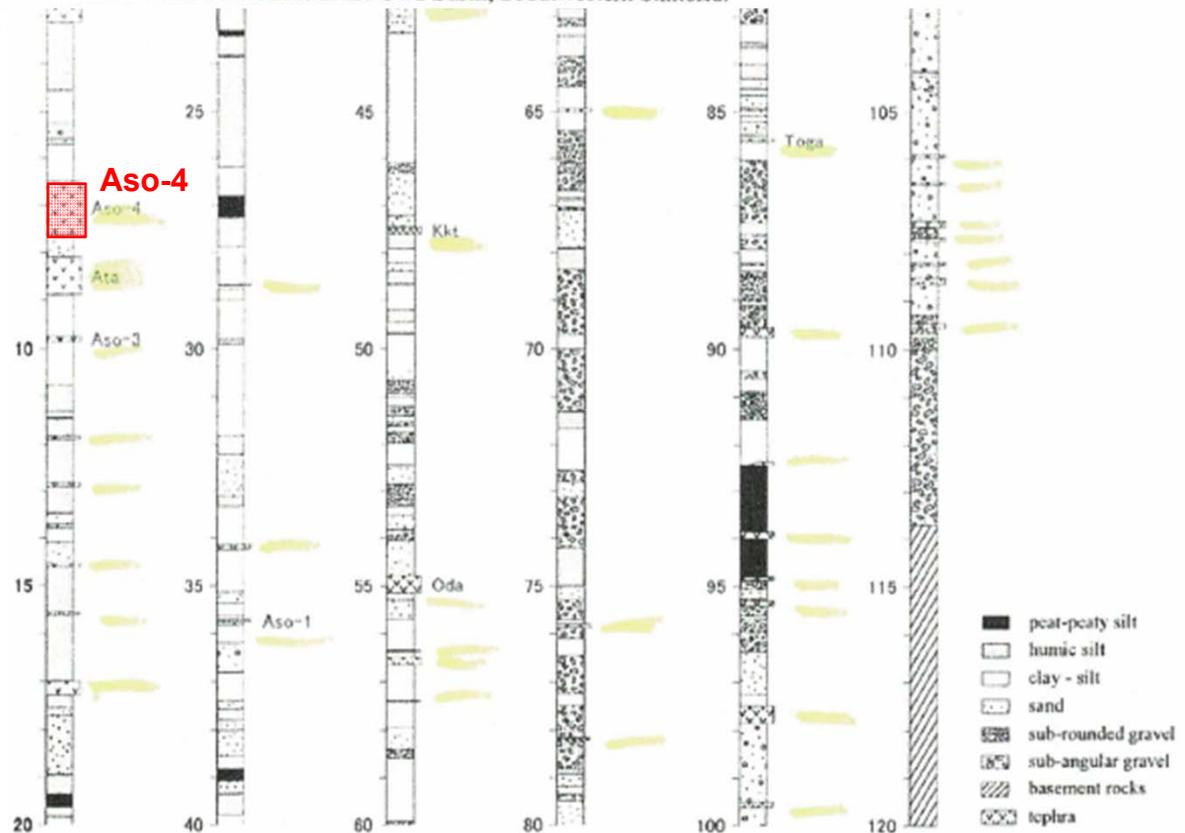


図3 ポーリング柱状図